

見積書提出依頼

令和4年6月21日(火)13:30

件名	「令和4年度若年内航船員確保推進事業」における就業体験事業
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期間	別紙(仕様書)のとおり
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係
	郵送及びメールでの提出も可能です(FAX不可)。下記提出期限までに必着とし、問い合わせ先へ受領確認を行ってください。 なお、メールで提出する場合のメールアドレスは以下のとおりです。 kaikei-futan02☆ogb.cao.go.jp ※メール送付時は☆を@に変えてください。
見積書提出期限	令和4年6月28日(火)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係
	TEL:098-866-0031(内線)81341
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 運輸部 船舶船員課 池原
	TEL:098-866-0031(内線)85328
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 <ul style="list-style-type: none">提出日及び件名を記載する。宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。見積金額に消費税額(10%)を乗じた金額までを記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1 事業名

「令和4年度若年内航船員確保推進事業」における就業体験事業

2 事業の目的

少子高齢化の進展に伴い、内航海運業界においても、数年後には船員不足が顕在化するとの予測がある。

今後の海洋立国に日本を担う人材の確保・育成を図り、将来的に船員を確保し円滑な世代交代を推進するため、就職段階の水産系高校生等を対象とした内航船員への就職志望者を増加させる取組として「水産系高校生対象の就業体験」を実施する。

この取組により、普段は触れることのない海事産業に対する理解を深め、海事関係の仕事に興味を持つきっかけを作り、将来、海事関係の職業を選択してもらうことを目的としている。当該事業は、そのための効率的かつ効果的で安全性が確保されたプログラムを遂行できるよう業務の支援を行うことを目的とする。

3 実施予定期間

契約締結日 ～ 令和5年3月10日

4 契約

契約は、沖縄総合事務局総務部長及び沖縄地方内航海運組合並びに受注者との三者契約とする。

5 契約金額の支払い

完了払い

6 事業内容

水産系高校生対象就業体験

① プログラム作成

- ・参加対象者 沖縄県内水産系高等学校により選定された生徒
- ・人数 60人程度
- ・実施方法 1～5名程度のグループに分かれ、原則、沖縄総合事務局管内に出入港する船舶運航事業者の内航船で就業体験を行う。
- ・実施期間 令和4年7～8月
(受入船舶運航事業者の都合により夏休み期間中の実施ができない場合は、夏休み以外でも実施できる。)
- ・就業体験期間 1回につき3日～8日間程度
- ・プログラム内容 事業の目的に沿ったものであること。

② 受入船舶運航事業者等の事業者の選定、就業体験受入依頼。なお、海運事業者の選定には船内泊を伴う内航船に各学校5名程度配乗できるようにすること。

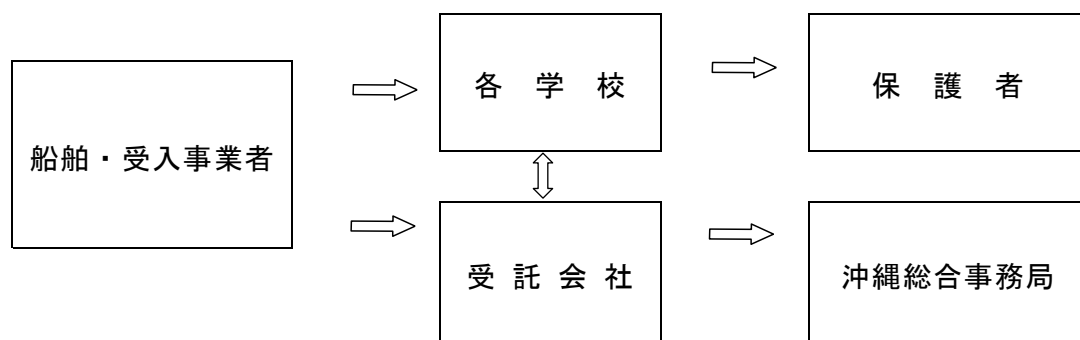
③ 就業体験学生及び学校側と受入事業者との調整、顔合わせ及び事前打ち合わせの場を設けること。

④ 就業体験実施のスケジュール調整。

⑤ 就業体験中の事故等、責任の所在の確認及び就業条件を明記した学校と受入事業

者間の協定書等の締結。学校側の保険でカバーできない場合は、損害賠償責任保険及び傷害保険等に参加。（参加者の就業体験期間中に係る損害賠償責任保険及び傷害保険については、学校側で加入手続きを行わせること。）

- ⑥ 就業体験参加者に対する事前説明会の開催、就業体験の実施及び報告会の開催。
- ⑦ 就業体験前・後のアンケート（就業体験学生及び受入事業者）実施。
- ⑧ 就業体験に関するテキストの作成。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染防止に伴う、マスク、アルコール消毒液の準備、三密を防ぐために就業体験の集合場所から船舶までの安全確認を可能な限り実施すること。また、1回あたりの参加人数が多い場合は、学校と受入事業者と調整を行い、分散化させるなど、感染予防に努めること。
- ⑩ その他就業体験に付随する業務。（乗船中の食事代、リネン代の支払いを含む。）
- ⑪ 成果物の作成（アンケート集計結果・分析、今後の検討課題、写真等）
就業体験終了後3週間以内に簡易版の実施報告書（A4版 1部（簡易製本、写真、図表についてはカラー）及び電子データ）を提出すること。
- ⑫ 次の緊急時の連絡体制を確保すること。



7 報告書の作成

全ての事業終了後、実施報告書を電子媒体（CDまたはDVD）1部提出すること。報告書には、アンケート集計結果・分析、今後の検討課題、写真等を入れ、参加者名簿等の個人情報に関しては、掲載しないこと。写真の掲載には、参加者の了承を得ること。

8 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

9 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

10 その他

本仕様書に定めのない事項等については、その都度、沖縄総合事務局運輸部担当課と協議し、その指示に従うものとする。

11 担当者

沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 比屋根、池原

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を書写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。